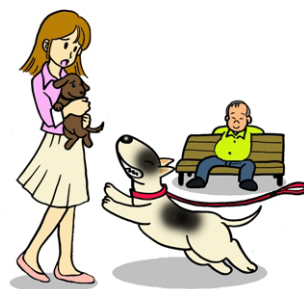


衛生だより

奈 井 江 町
奈井江町衛生協力会
平成30年 5月15日

◆犬の散歩について

- ★必ずリード（引き綱）を付けましょう。
 - ★リードは2m以内にしてしっかりと持ち、いつでも犬の動きを制御できるようにしましょう。
 - ★ビニール袋やトイレトペーパーなどをもち、散歩中にしたフンは飼い主が必ず持ち帰りましょう。又、水を入れたペットボトルなどをもち歩き、尿（マーキング）を洗い流すなどの配慮をしましょう。
- 【持ち帰ったフンはトイレに流すなどして処分して下さい。】**
- ★冬期間は、早朝に道路の除雪が入る場合があります。重大な事故を防ぐためにも、早朝に犬の散歩をする際には、除雪車に近づかないようにしましょう。
 - ★登録の鑑札を付けていると、犬が逃げた際に飼い主を特定することが出来ます。必ず首輪には登録の鑑札を付けましょう。



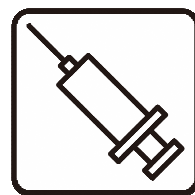
◆^{きょうけんびょう}狂犬病予防注射について

- 毎年4月～6月は、「狂犬病予防注射月間」です。
- 飼い犬については狂犬病予防法により、①市町村に犬の登録をすること。②毎年狂犬病予防注射を受けさせること。③鑑札と注射済票を付けること。が義務付けられています。

【法律には罰則があり違反すると、なんと20万円以下の罰金！】

『狂犬病』は、効果的な治療法はなく、ヒトも動物も発症するとほぼ100%死亡する病気です。またヒトへの感染原因の多くは、犬による咬傷こうしょうです。しかし、予防注射をしっかりと飼い犬に受けさせることにより、発症を効果的に予防できます。

奈井江町では、6月4日（月）・5日（火）の2日間で「狂犬病予防集合注射」を実施いたしますので、ぜひご利用ください。



（役場 まちなみ課管財環境係）